

**第17回こうべ食育フェア
企画運営業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

第17回こうべ食育フェア企画運営業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市では「神戸市食育推進計画（第3次）」（平成28～令和3年8月）を策定し、キャッチフレーズ「食でつながろう！笑顔と健康」を掲げ、市民、関係機関・団体、行政等が一体となって食育に取り組んでいる。また、「健康創造都市 KOBE 推進会議」を設立し、民間企業や医療関係者等とともに、誰もが健康になれるまち「健康創造都市 KOBE」を推進している。本事業は、市民（特に、食育の課題が多い若い世代）が楽しみながら食育を体験し、実践できるよう、また次世代を担う子どもたちに、こうべの食育や健康づくり、食の大切さを伝え、その意識を高めることを目的に開催する。

(2) 業務内容

イベント実施業務（別紙「仕様書」のとおり）

ただし、今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき本市と協議を行ったうえで、必要に応じて仕様書の内容を変更することがある。

(3) 事業規模（契約上限額）

金3,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）

本募集は、令和3年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、この募集にもとづく契約をしないことがある。

(4) 委託期間

契約締結日から令和3年7月16日（金）まで

(5) 履行場所

受注者において確保する神戸市内の場所（屋内外は問わない）。

ただし、東遊園地は除く。また、ハーバーランドスペースシアターは本市にて確保可能（ただし、申込手続き及び会場使用料は受注者が負担すること）。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

- (3) 契約書案
別紙（頭書及び委託契約約款）参照
- (4) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和1・2年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本店を神戸市内に有すること。
- (7) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 実施要領等の配布開始 | 令和3年1月26日（火） |
| (2) 参加申請及び質問受付締切 | 令和3年2月5日（金）17時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和3年2月12日（金）予定 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和3年3月11日（木）17時 |
| (5) 事業者選定委員会の開催 | 令和3年3月16日（火）予定 |
| (6) 選定結果通知 | 令和3年3月18日（木）予定 |
| (7) 契約締結 | 令和3年4月1日（木）予定 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
 - ア 受付期間 令和3年1月26日（火）から2月5日（金）17時まで
持参または郵送による。
 - イ 提出書類 様式1号のとおり
 - ウ 提出部数 1部
 - エ 提出場所 神戸市健康局健康企画課
- (2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和3年1月26日(火)から2月5日(金)17時まで
- イ 提出方法 様式1号に記載のうえ、電子メールにより「10 問い合わせ先」まで提出すること。
- ウ 回答方法 参加者全者に対し、令和3年2月12日(金)に電子メールにより、回答予定。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和3年3月11日(木)17時 ※必着
郵送または持参による。

イ 提出書類

① 企画提案書

a 様式

任意様式とするが、用紙のサイズはA4サイズとし、提案内容を20ページ以内(表紙・目次を除く。添付書類を含む。)にまとめること。また、表紙をつけて、各ページの下部にページ番号を付すこと。

b 記載事項

次に掲げる事項をすべて記載すること。

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・本業務の実施方法、手法等
(来場者安全管理対策(新型コロナウイルス感染症予防、熱中症予防含む)、屋外の場合は雨天対策を含む。会場レイアウトイメージ(出展ブース・場内サイン等展示の配置)を含む。)
- ・企画・提案内容
(出展ブース又はステージプログラム等を含む)
- ・広告・宣伝方法
(広報媒体案および宣伝場所等の具体的提案を含む)
- ・事業評価方法
- ・本業務にかかる実施体制およびスケジュール
- ・全体スケジュール

② 見積書(A4サイズ、任意様式)

③ 会社・団体概要(A4サイズ、任意様式)

- a 組織体制(所在、名称、連絡先、在籍人数等)
- b 設立の沿革
※企業・団体のパンフレット(会社概要・事業内容等)
- c 本業務担当者の主な業務経歴

ウ 提出部数

上記イ①②は8部提出すること。③は1部提出すること。

- エ 提出場所 神戸市健康局健康企画課
- オ その他 企画提案書の提出は1応募事業者につき1提案とする。

7 選考に関する事項

(1) 事業者選定委員会

ア 実施時期

令和3年3月16日（火）に神戸市役所内にて実施予定

※開催形式含め応募者に別途連絡

イ 選定方法

① 事業者選定委員会は、企画提案書にもとづき、審査を行う。

② 選定委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の合計点が最も高い応募者を委託候補者とする。

※評価点審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、選定委員で協議の上、委託候補者を選定する。

※提案者が1者の場合は、選定委員会において、当該提案者を委託候補者として選定するか、プロポーザルを再実施するかを判断する。

(2) 選定基準

審査項目	審査基準	配点
基本事項	本事業の意義を理解したものになっているか。	10点
実施方法	集客力のある会場であるか。新型コロナウイルス感染症予防、熱中症予防に配慮した提案となっているか。屋外の場合は、雨天時対策等はどうか。	20点
	来場者が食育体験を楽しめ、出展団体・企業が交流できるようなレイアウト配置となっているか。また、安全面、事故防止にも配慮があるか。	10点
企画・提案内容	企画ブース又はステージ等の提案はされているか。その内容は、来場者にとって魅力的で、本事業の趣旨に沿ったものであるか。	20点
	事業評価方法について、具体的な提案があり、妥当な指標・方法を用いているか。	10点
広告宣伝内容	ホームページ案の具体的な提案があるか。チラシ、場内装飾（案内サイン）等のデザインは魅力的か。その他の媒体提案を含め、効果的な宣伝方法であるか。	20点
実施体制・作業工程	業務実施体制は適切なものとなっているか。高い遂行能力が期待できるか。無理のない実現可能な作業工程となっているか。	10点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 見積書及び企画提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着すること。

イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

ウ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

エ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

オ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知

令和3年3月18日(木)を目処に、すべての参加者に結果を通知するとともに、市ホームページ上で公表する。

8 契約の締結

7(1) 事業者選定委員会における最優秀提案者と契約締結の協議を行う。(最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。)

契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」にもとづく委託契約を締結する。

契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に沿って本業務を遂行するものとする。

- ① 企画提案書作成に関する質問回答
- ② 仕様書
- ③ 企画提案書等

ただし、①または②の記載と③の記載との間に齟齬がある場合、原則として①または②の記載を優先するが、事業者提案等に記載された内容が仕様書に記載された水準を上回るときは、その限度で事業者提案の記載が仕様書の記載に優先するものとする。

なお、同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に事業者と協議したうえで、その優先関係を判断する。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め事業者選定委員会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例にもとづき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本市が指示する場合を除き、提出期限以降の提出書類の変更・差替・追加提出もしくは再提出は認めない。
- (6) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 企画提案書の提出後に、事業者選定委員会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」を「10 問い合わせ先」まで持参または郵送にて提出すること。
- (9) 事業者選定委員会参加者は、受託候補者の選定後、この募集要領等について不知または不明を理由として異議を申し立てることができない。

10 問合せ先

神戸市健康局健康企画課 藤本・光岡

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館6階

電話：078-322-6512

E-mail：shokuiku.eiyou@office.city.kobe.lg.jp